

保存資料

年少労働関係調査結果の概要

昭和32年9月

労働省婦人少年局

鹿児島婦人少年室

は し が き

過去 10 年間年少労働課では、年少労働の実態を把握するため、様々な調査を実施して来た。そしてその結果は調査の都度報告され、年少労働行政の基礎的資料として活用されている。しかしその資料は既に膨大なものとなり、これをひも解くに必しも容易でないので、今回年少労働問題をあらためて考察するため、昭和 23 年から 31 年までに実施した調査の概要を主として問題点をとらへる角度からまとめた。

従ってこの中には既に行政的に改善され、或いは社会的な改革、変動によって過去のものとなっている事柄、問題点も含まれている。

又、分類は、調査の種類別にしたので、参考に各調査事項の末尾に（ ） 書で調査実施年度を記載した。

昭和 32 年 9 月

労働省 婦人少年局

目 次

	頁
I. 危険有害業務並びに災害関係調査	4
1. 年少労働者就業制限業務に関する特殊調査(23年)	4
(鉄道連結手の災害調査)	
2. 衛生上有害物質を取扱う業務に関する特殊調査(23年)	4
3. 年少労働者災害統計に関する報告 (23年)	5
4. 危険有害業務に使用されていた年少者調査(28年)	6
5. 衛生上有害な業務を含む事業場に働く年少者の 実態調査(28年)	7
6. 年少労働災害調査(29年)	7
7. 危険有害業務の就業制限違反事件調査(29年)	8
8. 年少労働者の災害実態調査	9
II. 学びながら働く年少者調査	10
1. 学びながら働く年少者調査 (23年)	10
2. " (24年)	10
3. " (25年)	10
4. " (26年)	10
5. " (28年)	10
6. 夜間中学校に学びながら働く年少者調査(28年)	11
7. 夜間高等学校に学びながら働く年少者調査(29年)	12
8. 高等学校定時制通学生徒の健康調査 (26年)	13
III. 街頭年少労働調査	15
1. 街頭に働く年少者の労働実態調査(25年)	15
2. 新聞配達をしている年少者の労働実態調査(28年)	15
3. 新聞配達児童の労働実態調査 (31年)	16

Ⅳ 業種別年少労働調査	18
1 電球および真空管製造業に働く年少者の実態調査(25年)	18
2 小企業に働く年少者調査 (26年)	
(金属及機械器具製造業)	18
3 造船業に働く年少者調査 (26年)	19
4 炭鉱に働く年少者の実態調査(27年)	20
5 サーカスに働く年少者調査 (25年)	21
Ⅴ 部門別年少労働実態調査	23
1 小規模事業場実態調査(商店) (30年)	23
2 製造業の小規模事業場実態調査(30年)	23
3 工業部門の年少労働者の実態調査(31年)	24
Ⅵ 業種別身体的適性に関する実態調査	27
1 工業的事業に働く年少者の身体的適性に関する 実態調査(27年)	27
2 非工業的事業に働く年少者の身体的適性に関する 実態調査 (29年)	28
Ⅶ その他の年少労働調査	29
1 働く少年少女のメモ (24年)	29
2 事業場附属教育施設における教育の状況調査(29年)	29
3 年少者の離脱状況調査 (31年)	30
Ⅷ 年少者の不当雇用調査	31
1 いわゆる人身売買事件に関する調査 (24年)	31
2 年少労働者の人身売買調査 (25年)	31
3 最近におけるいわゆる人身売買事件についての調査(26年)	31
4 年少者のいわゆる人身売買事件調査 (27年)	31
5 年少者の不当雇用 慣行実態調査(東北地区) (28年)	32
6 " (九州地区) (29年)	32
7 " (関東甲信越地区)(30年)	32

I. 危険有害業務並びに災害関係調査

1. 年少労働者就業制限業務に関する特殊調査(23年)(資料オ1集)

(鉄道連結手の災害調査)

イ. 調査方法

昭和21年4月～昭和22年3月における連結手の災害状況を運輸省保管の災害報告書に基き調査

ロ. 調査対象

335名 (内20才未満の者292名)

ハ. 向題点

- α 昭和32年度の全国操車場における連結手の死傷者全数
335名中22%が年少労働者である。連結従業員の平均年齢は17才で連結従業員の70%強は20才未満である。
- β 運輸関係諸業務中連結手の災害発生は他の取場に比較して極めて高いことからこの取務の危険性が一般に高いと判断される。
- γ 取制上新規採用者は一応この取を通ってから各取務分散配置されるので、この取務に従事する年少者の数は他の取務のそれよりも著しく多い。

2. 衛生上有害物質を取扱う業務に関する特殊調査(23年)

(資料オ2集)

イ. 調査方法

- α 対象となる業務を有する事業種別及生産工程について資料調査
- β サンプル調査による該当業務に関する年少者の労働実態調査

ロ. 調査対象

- α. 硫酸を取扱う業務
- β. 硫酸、硝酸、塩酸、亜硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、ベンゼンのガス、蒸気、粉じんを発生する場所における業務
- γ. 上記業務を含む事業所 11事業所 年少者296人

ハ、問題点

④、調査実施事業所においては該当有害業務に従事している年少者は見当らなかつた。

⑤、一般に本調査の対象とする業務へ年少者を従事させることはタブーと考えられており、また、年少者労働基準規則第13条37号、38号の規定にかかわらず当該業務への年少者労働者の配置は避けられている。

⑥、しかし小企業、零細企業及び戦時中の混乱時期に単独下請工場として一躍小企業から相当規模の事業場に飛躍したものの中には問題のある事業場のある事が推量される。

注、また年少者労働基準規則は昭和29年6月改正され、旧年少者労働基準規則第13条は現行規則8条（年少者の就業制限の業務の範囲）となり、旧第13条37号、38号は夫々現行32号（水銀、ひ素、黄りん、ふつ化水素酸、塩酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸、その他これらに準ずる有害なものを取扱う業務）33号（鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふつ素、塩素、青酸、アニリン、その他これに準ずる有害なもののガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務）となっている。

⑦、年少者労働者災害統計に関する報告（23年）（資料第4集）

イ、調査方法

産業安全研究所の統計資料に基づく調査

ロ、調査対象

全国工場法適用工場中金属機械器具工場及び造船所

ハ、調査年度

昭和16、17年度

二、問題点

①、年少者労働者の災害発生率が非常に高い。年令別には特に16才未満に多くなっている。

又、年令層別の災害発生率においても同様の結果が出てい

る。

6. 災害の発生は動力運転に基づくものが多いが、これは旧女子年少者労
働基準規則13条19号により禁止されてから減少している。次
に機械を用いざる物体の運搬又は取扱い等の作業行動に基く
ものがあげられているが、これは特に造船所において多くみ
られ、こゝでは年少者が危険な労働環境におかれていること
が分る。

注、旧女子年少者労働基準規則13条19号は現行8条9号（運
転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の
掃除、注油、検査、修繕又は調整の掛換等の業務）

4. 危険有害な業務に使用されていた年少者調査（28年）（資料24 集）

イ. 調査方法

都道府県庁所在地にある労働基準監督署管下事業場に発生し
た労基法63条違反事件につき監督署保管の関係書類により調
査。

ロ. 調査対象

昭和27年1月～12月における違反事件111件、188名につ
いて調査。

ハ. 問題点

α 年少者が危険有害業務に最も多く使用された産業は、男子
では自動車修理及びガレージ業、家具及び装備品製造業、せ
子では、飲食店、紡績業等で、事業場の規模は大部分50人
未満の小規模のものである。

6. 危険有害業務への就業状況についてみると、男子は強烈な
騒音を発する場所における業務、重量物運搬および木工用機
械の取扱いの業務機械による危険有害な業務に、女子は重量
物運搬および酒席に侍する業務等福祉に有害な業務、爆発、
発火性の物で取扱う業務に使用されている場合が多い。

7. 危険有害業務の就業制限に違反して、危険有害業務に使用

されていた年少者のうち 17%は災害をうけ 2%は死亡している。災害の最も多かった業務は木工用機械の取扱いの業務で、次が重量物の取扱い、爆発物の取扱の業務などである。

5. 衛生上有害な業務を含む事業場に働く年少者の実態調査 (28年)
(資料 25 集)

イ. 調査方法.

取業病の発生しやすい取種 年少労働者の就業制限置及の取種を含む代表的な産業として、化学繊維、ゴム、陶磁器、鉄鋼、鑄造、印刷、一次電池、隣寸のク産業を選び、これに属する事業場を 1 産業 2 事業場ずつ抽出し、当該事業場の事業主、年少者について面接調査。

ロ. 調査対象.

事業場 14ヶ所 年少労働者 752 名について調査。

ハ. 問題点.

a. 有害要因を含むこの種産業には、一般産業よりも、かえって全労働者に対する年少労働者の比率が高いものが多い。

b. 疾病の罹患状況は全労働者については一般産業よりも高いが年少者と成人との比較では年少者の方が低く、成人の 60%程度である。

c. 疾病の種類からみると、年少者の場合にも、作業工程の有害要因に基づくみられる疾病がみられ、とくに全労働者の場合はこの傾向なものも少なくない。又、作業姿勢とか、作業環境の一時的不良条件に基づくものもこれに加わっている。

d. 賃金は一般に比べてこの調査の全労働者の場合はかなり低い。又半数近い事業場では、年少労働者の実際労働時間が僅かではあるが規定を上回っている。

e. この種の産業では時に、直接的な作業条件や環境の改善だけでなく労働条件、労働環境、余暇生活などの全般に亘る年少労働者の諸管理が必要である。

6. 年少労働災害調査 (29年) (資料 31 集)

イ. 調査方法

昭和28年7月～29年6月迄の労基法施行規則57条にもと
づく労働者死傷報告（労働省労働基準局安全課保管）中から休
業4週間以上の労働災害を受けた年少者について直接通信調査

ロ. 調査対象

年少者 459名につき調査（照合件数 793人）

ハ. 調査結果

a. 調査総数 459人中製造業に属するものが77%で大部分
を占めており、この中では紡織業、機械製造業、金属製造業
を抜き及び木製品製造業が主なものとなっている。

b. 事業場の規模別には10人以上50人未満の事業場が最も多
く災害が発生しており、次いで100人以上500人未満のもの
が24%となっているが、全体の64%は100人未満の事業
場で、災害の発生は中小企業に多いことを示している。

c. 被災年少者の経験年数では就労后「3カ月以下」及び「7
カ月～1年」が全体の22%を占め、次いで「4カ月～6カ
月」が21%であり、経験1年以下の被災者が全体の66%
である。

d. 災害の発生原因は物的原因が最も多く41%を占め次いで
管理的要因（作業熟練度、作業に対する知識）の26%、心
理的な原因の22%、生理的原因の9%となっており、作業環
境の良否が災害発生的主要原因となっている。

e. 災害の直接原因では「運転中の機械及び動力電線装置」に
関するものが最も多くなっている。

7. 危険有害業務の就業制限違反事件調査（29年）（資料32集）

1. 調査方法

昭和28年1月～72月の1年間に発生した女子年少者労働
基準規則第12条及び13条の違反事件につき全国の労働基準
監督署に対し通信調査

ロ. 調査対象

違反件数 412 件、693 人につき調査

ハ、問題点

α、違反事業場を規模別によると、10人以上50人未満の事業場が最も多く45%を占め、10人未満の33%がこれに次ぎ、全体の78%は中小規模事業場で発生している。

β、業種別には製造業が最も多く62%を占め、次いで土木、映画、演劇、娯楽娯楽となっている。製造業の中では製材及び木製品工業、機械器具工業に違反事件が多い。

γ、女子年少者労働基準規則条文別違反件数では91%が13条関係である。

注、本項でいう女子年少者労働基準規則 12 条、13 条 改正前のもので、現行規則では夫々7条（重量物取扱の業務の範囲）8条（前掲）となっている。

8. 年少者労働の災害実態調査（30年）（資料 33集）

イ、調査方法

一般に災害の高率な産業、特に年少者労働者の災害の高い産業、危険業務就業制限違反の多い産業、年少者労働者の多い産業等10産業について予備調査し更に6産業につき実態調査を行った。

ロ、調査対象

鉱業、重建設業（ダム掘削）爆薬造業業、第1次金属製造業、自動車及び附属品製造業、鉄道車輛及部品製造業の6産業、13事業場、年少者労働者443名について調査

ハ、問題点

α、いずれの事業場も安全管理者、安全委員会を設け、活動しているが安全管理の良否が経営の経済事情に左右される事が安全管理上の隘路とされている。

β、殆どどの事業場が安全教育を行っているが、被災年少者の50%はこれら教育を受けているものであるところから、安全教育の内容、方法に考慮の余地があることが分る。

γ、年少者労働者の災害実態率は全体で47.3%で成人労働者よりも高く、これを産業別にみると重建設業が410.26で異

4. 災害は「自分が直接起した」者が最も多くなっているが、
 その原因としては「注意力の不注」「作業の不馴れ」「足場
 が悪かった」「材料又は取扱ひ物が不適當」「力のいる仕事」
 があげられて年少労働者自身の側の問題もあるが、同時に雇
 主教育、安全教育の充実、更に労働環境の整備が必要とされ
 る。

1. 学びながら初く年少書調査第1回(23年1月1日~24年3月)(資料7集)
2. " 第2回(24年4月 ~ 25年3月)
3. " 第3回(25年4月 ~ 26年3月)(資料18)
4. " 第4回(26年4月 ~ 27年3月)(資料21)
5. " 第5回(28年1月 ~ 28年12月)(資料36集)

(第1回 2,722名 第2回 4,845名 第3回 5,536名)
(第4回 4,911名 第5回 9,696名 = 32,710名)

では特に新聞配達業務に従事するものが多く、全体の70%を上回っている。

6. 労休時期別にみると就学時期に休くものが80%を越えており、就学時期外に休くもの（夏冬の休日等）は20%程度である。これは新聞配達業務を含む卸売小売業、サービス業、製造業等に使用される年少者の約90%が就学時期に休んでいるためである。

7. 労休時期別の労休時間をみると就学時期に休くものでは、1週3時間〜18時間迄のものが約90%となっており、就学時期外では1週36時間〜42時間が約80%となっている。

8. この調査は使用許可を受けて休んでいる者についての調査であるから法の制限を越えるものは殆んど見当らないが、一般的にはまだ使用許可制度の不知、手続の繁雑、種々の迷惑無關心等から許可申請の出されていないものが多く、これらの内にこそ内蔵となる者が包含されていると推量せられる。

6. 夜間中学校に学びながら働く年少者調査（28年）（資料27集）

1. 調査方法

夜間中学校に学びながら働く年少者の労働生活面について、全国の夜間中学校に対し通信調査。

（学校と教育状況については文部省、家庭及本人の生活実態については厚生省が夫々調査を分担した。）

2. 調査対象

全国クノ校 生徒3,176人のうち報告のあつた65校 2,144人につき調査

3. 調査結果

1. 在学学生の多くは義務教育を修了しそびれて義務教育法令を越えて入学してきたものである。

2. 在学学生の過半数は雇用労働についているが、雇用先の産業は15才未満に禁じられている工業的事業が最も多く、中に

は持参様衆といふ衆程もみられる。企業規模の80%は小企業である。

c. 学校や職業安定所などの経路を経て就業したものは極めて少く、又就業に当って年令証明書を出したのも極めて少い。

d. 働く者が年少者であり、かつ保護者の教養や意識が高くないことから労務契約はあいまいなものが多く、中には違法な長期契約もあり、又賃金を本人以外のものが受とっているものがある。

e. 大部分はフルタイムの常用労務でその労務時間は修業時間を含めノロク時間の法定基準を越えている。

f. 欠勤率は一般の年少労務者より高く、理由の大部分は病気となっている。

g. 以上の如く夜間中等生の労務状態は一般に劣悪であり、労務者としての独立人格が無視されているものが多く、ここでは単純な違法労務がふつうの状態であるばかりか、不当雇用の潜在も予測される。

ク 夜間高等学校に学びながら働く年少者調査。(29年)(資料28集)

イ. 調査方法.

昭和25年~28年迄に各都道府県、県教育局、県教育委員会、県立高等学校校長協会、主事協会、県定時制教育協議会等関係機関、団体が実施した定時制高等学校に関する各種の調査の結果資料を基礎に年少労務者の労務と教育の関連、年少者の受ける二重負担に重点をおいてまとめたものである。

ロ. 調査対象.

資料を送付してきた府県は23府県、資料数は66部である。

ハ. 問題点.

a. 左学生のケ割は雇用されており、その産業別就業分布は製造業が最も多く、以下農業、公務、卸売及小売業となつてゐる。

b. 雇用者の取柄分布では、労務的作業に従事するものが半数をこえ、このうち重労務を行つてゐるものが約2割ある。

c. 就学状況では1箇1面以上遅刻するものが約半数を占め、欠席率は10～20%である。又退学の状況をみると卒業するまでの4年間に46%が脱落している。退学の理由としては、本人の意志によるものは10%余りで家庭の事情によるものが40%を越えている。

d. 一般に歳月の度合は重荷の学生に比較して激しく労作と就業を両立させることに相当の負担を感じている。特に校舎学生には胃腸疾患、眼の疾患が多く健康状態の低下を訴えている者が相替みられる。

8. 高等学校定時制課程生徒の健康調査 (26年) (資料20集)

イ. 調査方法

各都道府県が所在都市にある高等学校の中定時制課程をもつ高等学校に在学するものの3分の1について、学校保存の身体検査票を基礎に通信調査。

ロ. 調査対象

学校数 424校 生徒数 32,073人。

ハ. 調査結果

a. 定時制高校生の体格と昼間学生の体格との比較では、身長、胸囲、座高、体重、何れも定時制高校生が劣っている。特に女子よりも男子の差が著しい。

b. 定時制高校生中の有業者の結核性疾患による欠席者の状況を就業部門別にみると男子では工業的部門より非工業的部門の欠席率が高く、女子はこの反対となっている。しかし男子の工業的部門のうち製造業では664名の調査人員中、95名(14.3%)という高率(工業的部門全体では13.5%)の欠席者を出している。

c. 結核性疾患の罹患率の昼間学生との比較では、定時制高校生の罹患率の方が2倍前後上回っている。

d. 結核以外の疾患による欠席者の状況を就業部門別にみるとここでは男女共非工業部門が高く、特に女子の欠席率が各都

門で男子よりはるかに高くなっている。

② 疾患以外の理由による欠席者の状況は、特に健康と関係はないが、男女共、有業者の方が無業者よりも高く、又有業者の中でも他人に雇われている者と家業に従事している者とでは前者の方が高くなっている。その最も大きな理由としては、労働時間による制約があげられている。

Ⅲ. 街頭年少労働調査

1. 街頭に働く年少者の労働実態調査（25年）（資料8集、10集）

イ. 調査方法

各都道府県庁所在都市またはその他の一都市を限り街頭に働いている年少者に直接面接調査

ロ. 調査対象

- α. 新聞売（新聞販売店に正規に雇用されている新聞配達従事者を除く）と靴磨の二業種に働く年少者551名につき調査
- β. α以外の業種に働く年少者354名につき調査

ハ. 問題点

- α. 両親又は片親のないものが多く、特に父親のないものが多い。従つて、本人が生活の中心若しくは重要な支柱となつてゐる。
- β. 労働時間が極めて長く、夜間に亘るものが多いため、義務教育さえ満足に受けてないものが大部分である。
- γ. 身分的隷属関係におかれてゐるものや劣悪な条件の雇用関係にあるものが多く、しかも、不当な中間搾取が行われてゐる。更に労働環境は不健全で不良化や犯罪を起す危険性を含んでゐる。
- δ. 工場などの正規の雇用の機会がこれら年少者にせばめられてゐるのに対し一般に街頭労働者は就業が容易である。

2. 新聞配達をしてゐる年少者の労働実態調査

イ. 調査方法

東京都内の主要新聞の販売所の2割を住宅街、商店街、ビル街の三地域に分け配達年少者に面接調査

ロ. 調査対象

35販売所 年少者241名につき調査

ハ. 問題点

- α. 新聞配達年少者の大多数は13才〜15才の中学校在学者で、その7割は朝刊又は夕刊を配達しており、約3割は、朝

夕刊両方を配達している。前者は1日2時間位の労働であるが、後者は1日4時間以上の労働をしている。又殆んど前者が休日の規定もなく働いているが、このような状態で働くことに対し半数近くの方が疲労を訴えている。

B. 新聞配達をするために学校を長期欠席している者は無いが、学業と新聞配達を両立させるために、直接には学校を遅早退し、間接には勉強が出来ない、疲労する等と訴えている者が相当数にのぼっている。

C. 新聞配達をはじめた動機は過半数が、家計の補助、学費にあてるためとなっており、家庭状況の調査結果と合すると家庭の経済事情が就業の動機となつてゐる。

D. 使用許可証明書の有無では、158名の15才未満の年少者の中使用許可証明書のあるものは僅か13名に過ぎず、ビル街での就業者には1名もなかつた。又使用者の大部分はこの制度についての認識がない。

3. 新聞配達児童の労働実態調査(3/1年)

1. 調査方法

A. 事業場調査

東京都内における新聞販売店の約1割を任意抽出し訪問調査。

B. 児童調査

事業場調査で把握された事業場中各区毎に最も多数の児童を使用している事業場を一カ所、公立中学校を一区一校選定し、新聞配達児童につき面接調査。

II. 調査対象

A. 事業場調査 82事業場

B. 児童調査 23校 632人

III. 問題点

A. 使用許可をうけて児童を使用している事業場は全体の16%で、事業主のこの制度に関する認識の不足を示している。

- b. 労働者名簿を調整している事業場は約50%である。多くの事業場はこの調整を同業組合等の代行機関に委任し、且つその保管もこれに行わせている。従つて、内容の変更、訂正が遅滞なく行われていない。
- c. 賃金台帳も同様の状況である。
- d. 使用者中には補助員を使用して、これに児童を使用させているものがみられる。この補助員は店員であつて児童を直接指揮監督し、新聞配達等の業務を行わせるものであるが、補助員の下で働く年少者の賃金は店主に直接使用されているものに比較して低く、このほか、一般に労働条件を不利にする点が認められている。
- e. 朝刊を配達する児童の場合には午前5時以前に配売所に集合するものが約80%に達し、深夜就業にふれている。又、朝刊、夕刊の一方のみ配達しているものの就労時間はい日1時間～2時間であるが、朝、夕刊配達のものはい3時間以上となつて就業時間を含めて7時間の法定基準を越えている。
- f. 災害事故のあつたものは25%を占めているが、このうち治療費を本人(家庭)が負担したものは42%に当り、児童の業務災害が非常に多いにもかかわらず、事業主の補償があまりなされていない。
- g. 学校生活との関係については、児童自身が勉学上支障があると答えたものが約50%あり、又3カ月以上就労した452名についての担当教官の所見では、就業が学業に影響を及ぼしているもの65%、健康に影響を及ぼしているものが40%あることを占し、発育期にある児童にとつて健康上、勉学上、精神上、新聞配達に従事することは好ましいものではなく経済的に止むを得ないもの以外は禁止した方がよいという見解を示している。

Ⅳ. 業種別年少労働調査

7. 電球および真空管製造業に働く年少者の実態調査（25年）

（資料 12、13、14 集）

1. 調査の方法

全国の電球及び真空管製造工場（昭和25年版全国工場通覧による）を大中小規模に分類事業所を訪問調査

2. 調査対象

電球製造事業場	14 事業場	331 名
真空管製造業	17 "	576 名

3. 問題点

- 年少労働者の約4分の1は適当と思われぬ業務に就業している。
- 労働条件はすべての面で事業場の規模が小さくなるにつれて悪くなっている。
- 家庭環境、余暇生活環境は対象年少者の場合、家族数が多い者や両親又は片親が欠けている者が多い。
- 年少労働者の余暇利用はあまり行われていないが、これに關する彼等の希望は非常に多い。
- 余暇生活のためのあらゆる設備については年少労働者のためのものが少く、年少労働者自身不満を訴えている。
- この種産業に働く年少者の比較は工業部門でも高いが、年少労働者に対しては事業主、組合、その他一般に関心が強く保護が十分でない。

2. 小企業に働く年少者調査（金属及び機械器具製造業）（26年）

（資料 15 集）

1. 調査方法

東京労働基準局管内における50人未満の金属及び機械器具製造工業の事業場の1%を規模別に抽出し、これに対して訪問調査。

ロ 調査対象

機械器具工業 58事業場 年少労働者 248人

金属工業 35事業場 “ 138人

ハ 問題点

a. 労働時間は事業場の規模別にみると20人未満の事業場が最も長く、全般的に規模が小さくなる程労働時間は長くなっている。又賃金の支給形態は大部分が日給制である。

b. 厚生施設は極めて不備で、医療施設も大部が完備されていない。事業場内で診療を受けられる事業場は僅か1事業場で健康診断を全数行わない事業場が約2割ある。

c. 余暇利用のため施設又は設備は殆どどの事業場も皆無の状態に僅かに碁、将棋、ラジオ等はあるに過ぎない。又、余暇利用の活動状況も極めて不活発で事業場の企画する旅行、慰安会、運動会等も少数の事業場が行っているのみである。年少労働者自身の企画による活動は全くみられない。

d. 就学している者は全体の3分の1にも達していないが、その就学内容は家事技能的なものが多い。非就学者の約70%は就学希望を訴えているが、経済的、時間的理由で不可能となつている。

e. 労働組合を有する事業場は僅か6% 組合加入率は4%で、組織状況は極めて低い。

3. 造船業に働く年少者調査(26年)(資料16, 17集)

イ 調査の方法

造船工業会に加盟する造船工場のおよそ3分の1の事業場を全国5地方に区分して抽出しこれを訪問調査

ロ 調査対象

事業場 13所 年少者(20才未満) 6,177名

ハ 問題点

a. 本調査の対象事業場は1,000名以上の労働者数を有する大企業である。企業の組織は確立整備されており、中小企業に

みられるような問題はここではない。

β. 年少労働者の7割強は、技能養成工であり、約8割の事業場は技能養成施設を持っていて、これら年少者の技能養成に当っている。

γ. 年少労働者の雇用経路は約8割が安定所であり、縁故関係は僅か3.0%で、中小企業にみられる雇用経路とは著しい懸かくながある。

δ. 厚生施設は既に完備しており、医療施設については病院を有する事業場が約80%、診療所を有する事業場は100%となつている。

ε. 各事業場とも労働組合は結成されているが、年少労働者に対する組合対策は特別に考えられていない。又、技能養成工は労働組合に加入させていないという事業場が多くみられた。

4. 炭鉱に働く年少者の実態調査(27年)(資料19集)

イ. 調査方法

主要炭鉱地である、北海道、福島、山口、福岡の4道県における、他の都市や地域と隔離し、特殊な社会環境を築つていられると思われる大規模鉱山を抽出し、これを訪問調査。

ロ. 調査対象

各県1事業場 四事業場 年少労働者 365名

ハ. 問題点

α. 従業員中に占める年少労働者の割合は1.7%で、比較的少ないが、これらの年少労働者の雇入経路をみると、安定所を通じて就職したものは極めて少く、学校及び縁故が多くなっている。このことは炭鉱を中心とした社会環境の特殊性を示している。

β. 災害の発生件数は、この調査の限りでは他の産業に比較して極めて高い。災害の発生は坑内作業に圧倒的に多く、目つ「落ばん又は側壁の崩壊」等炭鉱等の特殊性を示す災害が多い。年少労働者は坑外労働であるため、災害の発生件数は成

人労働者に比較し著しく低いが、市内労働者許される18才以上20才未満のそれは、年少労働者の比較して急速に高くなっており、事業所によつては極めて高い発生率を示している。

C. 炭鉱町は従来一般に文化の低い荒んだ町とされいたが現在では上級学校進学率も高く、しかも増加を示しており、犯罪の発生も全国の状況と殆んど変わりがない。又、本調査対象4事業中の事業場は技能教育を目的とする教育施設を備えている。

5. サーカスに働く年少者調査（25年）（資料9集）

イ. 調査方法

- a. 第Ⅰ期調査 東京で公演した2サーカス団につき、主として危険有害業務制限に關して、団長及び地方に直接調査した。
b. 第Ⅱ期調査 昭和25年5月下旬〜7月上旬の間に各地で興行されたサーカス団につき主として労働条件、身上關係について調査。

ロ. 調査対象

- a. 第Ⅰ期調査 2サーカス団 年少者 18名
b. 第Ⅱ期調査 20、〃 〃 75名

ハ. 問題点

a. 演技の危険、有害性は個々の演技内容により異なるが、サーカスである以上、何れもスリルを要素とするものなので、強度の緊張、注意力を要求するものが多く、いざさかの呼吸の軋動によつても災害を招くような危険性を含んでいる。又危険性はなぐと不自然な姿勢による演技は身体の健全な発育を阻害し、観客に怖れみを慫させるような動作は人道上の罪悪があるので、演技種目の制限、安全設備の充実等について検討の必要がある。

（それぞれの演技についての制限措置は逐次とられている）

b. 賃金の支払形態は大体月給制でそれに歩合制を併用してい

ることが多い。しかし中には歩合制のみで固定給の悪いものや、本人の請求都度与えるもの、又演技を行わないものは、フロマイド等の売上の分配が唯一の現金収入であるというもの等曖昧なものもある。又賞金台帳は形式的なもので支給内容と一致していないものが多い。

C. 各人の演技時間割りは短いので、実労働時間は問題ないが、拘束時間が長いことと殆んど住みこみのためいわゆる演技に関係のない労働として家事労働的なものが伏在することは見逃せない。

d. サーカスの年少団員に対する労働基準法に基く危険有害業務就業制限と証明書の備付は使用者に厳格に周知徹底させてあるため比較的良好であるが、年令証明書の備付のないものが3分の1を占め、使用許可証明書に至つては殆んどが備付ていない状況である。

e. 年少団員の入団経路は不明瞭なものが多く、特に両親がいないかあるいは行方不明で育ての親がつれてきたもの、口入屋から斡旋されたもの、親戚のものが養ひにきたもの等第三者の仲介によるものがみられ、不当雇用の疑いのあるものが多い。

V 部門別年少労働実態調査

1 小規模事業場実態調査(商店)(30年)(資料34集)

イ 調査方法

東京都内の洋服仕立販売業、パン製造業、草靴製造業、酒屋、そば屋、床屋、風呂屋で従業員5人未満の事業場を各業種にのき6カ所選び、事業主、年少者について面接調査。

ロ 調査対象

事業場 40 (酒屋、床屋は各5事業場)

年少者 49人

ハ 問題点

α 雇用証明書は大部分の事業場が備付けていない。制度そのものの認識を欠いているものが多い。

β 年少者の半数近くが、労働契約の内容について知っていないが、これは本人に代って父母その他が契約を行ったことに多く原因しているとと思われる。

γ 労働時間は、12時間以上が約7割もある。休憩時間は定められているものが約2割で、大部分の事業場は定められていない。休日、年次有給休暇についても同様の状況である。

δ 賃金支給形態は、殆どどの事業場が基本給一本で決めてあり、時間外手当その他の手当については全く定めがない。又中には、小遣として極のて少額のみを支給しているに過ぎないものもある。

ε 食事、衣類、日用品等が恩恵的な形で支給されているが、これは基本給を低位におく原因ともなるおそれがある。

2 製造業の小規模事業場実態調査(30年)(資料37集)

イ 調査方法

東京、後知、大阪の3地区における、金属工業、機械器具工業、紡織業、製材及木製品工業の従業員5人未満の事業場を各

業種15ヵ所及び事業主及び年少者について面接調査

ロ. 調査対象

59 事業場 年少者79名

(紡績業14事業場)

ハ. 問題点

- ア. 年令証明書は、大部分の事業場が備付けていない
- イ. 労務契約は殆んど口頭で行われ、年少労働者自身が契約の当事者である場合が3割程度にすぎなく、労務契約について何も知らない者が40%近くみられる。
- ウ. 約8割の年少労働者は、労務時間の規定のある事業場に付いているが、労務時間は80%が9時間以上である。又休憩時間、休日、大部分は規定があるが、週1回の休日を与えられている年少者は約50%である。年次有給休暇は約30%の年少者があると答えているが、その休暇が自由にとれなかったり、日数が法定以下であったりして労務基準法の年次有給休暇に該当するものは僅かである。
- エ. 対象年少者の7割は住込みで、勤続年数は1~2年の者が多く、商店の場合より長い。
- オ. 建物、設備等の作業環境は劣悪で、小規模事業の実状を示している。
- カ. 業務以外の仕事に使用される比率は、女子の方が高いが、男女とも相当数みられる。
- キ. 年少労働者の中、就学しているものは約1割で、他の者も多く就学を希望しているが、労務時間等の制約で就学出来ない状況である。
- ク. 各種の社会保険の加入率は極めて低い。

3. 工業部門の年少労働者の実態調査(31 年) (資料41 集)

イ. 調査方法

製造工業の中で、中小企業の年少労働者の多い紡織工業、校

機械器具工業、食料品工業、金属工業、製材及び木製品工業、印刷及び製本業の六産業に属する事業場につき、事業主、年少者に対し面接調査

ロ 調査対象

事業場 1,662 事業場 (内 100 人以上の事業場 172ヶ所)
年少者 11,074 人

ハ 問題点

ア 雇用証明書の備付を怠っている事業場は、30% 余りみられ、事業規模が小となる程、備付状況が悪くなっている。労働者数 10 人未満の事業場では、労働者名簿、賃金台帳を備えてない事業場が約 10% みられた。

イ 事業場における諸施設は、各施設共事業場の規模による差が著しく、例えば教育施設については、大企業 (100 人以上) では 23% が施設をもっているのに対し、中小企業では 2.2%。又医療施設については、大企業が大部分、診療所、医務室等を持っているのに対し、中小企業では半分以上が救急箱を備付けている程度である。

ウ 社会保険の加入率は 50 人以上の事業場では各保険ともほぼ 100% の加入率を示しているが、50 人未満の事業場は労災保険を除き一般に低率である。

エ 総労働者のなかで、年少労働者の占める比率は、大企業では 7.5%、中小企業は 23.6% で中小企業の方が年少労働者の占める比率が高い。

又、昭和 30 年 1 年間に新しく就業した年少者の約 25% は既に離脱しており、50 人未満の事業場では、その比率は 30% 前後の高率を占めている。これについて、年少労働者の意見によると、中小企業では人間関係、労働条件の悪い事を訴えているものが多く、又仕事の将来性、事業場の経営状況等を心配するものが多いが、これら中小企業の特長性が離脱の原因となっている。

2 労働時間は法定基準の8時間以下が全体では80%であるが、10人未満の事業場では50%余りで規模が小さくなるにつれて労働時間は長くなっている。又休日、年次有給休暇についても同様の傾向がみられ、年次有給休暇については10人未満の事業場では80%が実施されていない。このように年少労働者の労働条件は事業場規模が小となるほど労働時間及び休日に関する労働基準法違反も多い。

6 年少者自身の回答によれば、災害発生率疾病罹患率はいずれも中小企業が高率である。そして中小企業では一般に社会保険の加入率が低いため、医療費の負担は年少労働者及び事業主に多くかかっている。

又、健康診断の実施状況でも労働者数10人未満の事業場で27%が全く健康診断を行っていない。

8 年少労働者中の就学者の比率は、事業場規模が小となるに従って低くなっている。就学していない年少労働者の半数以上は就学を希望しているが、労働時間等に制約されて就学が阻まれている。

年少労働者が一般教養娯楽のために使う小遣は、事業場規模が小となるほど低額で賃金と同じ傾向がみられるが、中小企業にあっては事業場附属の教養、娯楽施設が貧困であるため、一層就学及び一般教養を身につける機会を失い、それに対する意欲も消失して行く傾向がみられる。

9 以上の如く中小企業では労働条件をはじめ、すべての面で大企業に劣っており、そのために年少労働者の向上の意欲も失われがちなので、中小企業の年少者の労働条件の向上、社会保障の参透を図るとともに、年少労働者に対する教育施設の拡充、又は利用出来る教養娯楽施設の設置等により、年少労働者の約70%を占める中小企業の年少者の健全な発育を図る必要がある。

Ⅶ. 業種別身体的適性に関する実態調査

1. 工業的事業に働く年少者の身体的適性に関する実態調査

(28年) (資料22集)

イ. 調査方法

作業内容が比較的軽速度作業の多い事業場と重筋作業の多い事業場を選び訪向調査

ロ. 調査対象

軽速度作業の事業場、重筋作業の事業場各ノカ所計2カ所、
年少労働者は各22名 計44名、につき調査

ハ. 問題点

α. 重筋作業のある事業場では、年少者の負担の限界を越すような作業が入っているので、年少者の採用及び配置にあたって、身体適性検査が必要であり、この場合画一的な命令の録一本によらず年少者各自の個人差によって発育の段階を知り、それによって労働及びその種別の適否を定めることが望まれる。

β. この様な場合の適性検査は、形態的な発育と技能的な発育との間のバランスがとれない状態が、この時期に起り得るので、特に技能的な検査が望ましい。

γ. 年少者には労働の外に勉学の負担が加れるので、全体的負担を考慮しなければならない。

δ. 軽作業においては、作業の速度および持続の長さ、

その他の心理的負担なども体力に対する負担として表れるので、精神活動の発達をみる心理的な適性検査項目を加えることが必要である。

ε. 労働環境要素たとえば、ガス、じんアイなどに対する感受性は特に年少労働者においては強いので、これに対する注意は厳重に行う必要がある。重筋作業の事業場の作業後症候調査において、異常型が見られた。

6. 一般に15才~25才の年令に特に疾病の激度が高いので
年少者の労務負担に対しては、殊に強固な保護対策が必要で
ある。

2. 非工業的事業に働く年少者の身体的適性に関する実態調査

(29頁) (資料 30集)

イ. 調査方法

非工業的事業の代表的なものとして物品の販売業を選び、こ
こに働く年少者について訪問調査。

ロ. 調査対象

事業所39カ所 年少者 178名

ハ. 問題点

- a. 男子の場合非工業的事業場においては年少労働者に依存す
る度合いが強い。
- b. 一般的に工業的事業場と比較して、客に接するといつて特殊
面と商品についての知識を要する点が特異と考えられる。
- c. 作業姿勢は、坐位から立位まで千差万別である。
- d. 生活時間は極度に偏したものはなく、疲労の自覚的症狀は
一般の傾向と変りがない。
- e. この調査結果の限りでは非工業的業務に採用の際、必ずし
も身体的適性検査を行う必要はないようである。

Ⅷその他の年少労働実態調査

1. 働く少年少女のメモ (23年)(資料6集)

イ. 調査方法

ホ2 田働く少年若の保護運動の実施期間中に開催された、各種の集會等に参集した年少労働者に対し、質問票「働く少年少女のメモ」を配布し、解答を得たもの。

ロ. 調査対象

対象年少者 2,1085名 事業所 484ノカ所

ハ. 問題点

α. 就業許可申請書を提出したものは全体の2割にすぎず、在職期間の調査では、1年以下のものが全体の5割を超えているが、全般的にみて製造工業の方が在職年数が長く、非製造工業の方が短い。又、男女の比較では女子の方が短かくなっている。

β. 労働時間を調査した結果では8時間労働者の若が全体の5割程度で8時間以上の若が全体の24%である。

γ. 就業の経路は縁故・関係で就職したものが70%を超えている。安産市の紹介によって就職したものについて産業別にみると、紡織工業、機械工業が多く、こゝでは縁故の紹介をはるかに上廻っている。

2. 事業場附属教育施設における教育の状況(29年)(資料29集)

イ. 調査方法

全国の附属教育施設をもつ事業場に対し通信調査。

ロ. 調査対象

定時制高等学校 16カ所

各種学校 234ノ

ハ. 問題点

α. 定時制高校では普通教育に次いで技術教育に重点がなされているが、各種学校の場合技術教育が不足しており、教科課

目の内容を家庭科的教育に偏向しすぎていて、産業人を育成するための技術教育があまり考慮されていない。

ひ、専任の教職員が少ないため、教育及びそれに関連した事務上の処理がろそかになりやすい、又教師の担当時間が増しく多いところでは、授業そのものが教師の過労によってろそかになっている。

こ、卒業後、何らかの特別待遇（資格等）が考慮されているところが少ない。

か、労協組合に、年少労働者の教育に対する積極性がみられない。

3. 年少者の離職状況調査（31年）（資料39集）

1. 調査方法

東京都、愛知県、大阪府について公共職業安定所が昭和31年6月～8月の間に就業后補導のため訪問した事業場及び7月中の雇用主訪問事業場中、昭和31年3月の中学校卒業者を雇用し、且つそのうち退職者のあった事業場において把握された離職年少者に対し通信調査。

ロ、調査対象

事業場 298カ所

年少者 817名

ハ、向題点

α、平均離職率は12.7%で、これを産業別にみると、機械器具工業、金属工業等、年少者の就業率の高い産業及び商業が高率となっている、又規模別には、中少企業が高い離職率を示している。

β、今離職者の2/3は就職后僅か3ヶ月未満の短期間で離職している、主な離職理由は就職前後の労働条件の相違、作業環境の不良、身体的に無理な事及び就業先の将来性等があげられており、労働条件の相違を離職理由とするものは特に中企業において高率である。

シ、全離職者の22%は調査時において再就職しているが、その半数は縁故就職で、中小企業への就職者が多くなっている。又再就職者の離職時の労働条件は劣悪であるが再就職によって幾分好転しているようである。

ス、未就職者の76%は求職活動を行っているが、その方法は殆んど縁故関係に依頼している状態で安定所の利用度は少い。

セ、この調査の結果から、年少者に対しては、就職前後の職業指導の一層の充実適正を期し、職業選択、就職先への適応の援助、指導により、定着性を高めることが必要である。又、使用者に対しては、求人時の指導、労働条件の維持改善のための監督指導の強化徹底、年少者の特性に即応する労働管理の研究、配慮についての啓発指導が必要である。

Ⅲ 年少者の不当雇用調査

1. いわゆる人身売買事件に因する調査（オ1回）（24年）
2. 年少労働者の人身売買調査（オ2回）（25年）
3. 最近におけるいわゆる人身売買事件についての調査（オ3回）（26年）
4. 年少者のいわゆる人身売買事件調査（オ4回）（27年）

イ、調査方法

各都道府県、労働基準局、監督署、公共職業安定所、国警、地方自治局、家庭裁判所等関係各方面で把握した満十八才未満の年少者でいわゆる人身売買事件の被害者に因する資料に基づく調査

ロ、調査対象

オ1回 34名 オ2回 34名 オ3回 64名

オ4面 1489名

5. 年少者の不当雇用慣行実態調査（東北地区）（28年）
6. 年少者の不当雇用慣行実態調査（九州地区）（29年）
7. 年少者の不当雇用調査（関東甲信越地区）（30年）

1. 調査方法

調査を三段階に分けオ一段階では各地域における公立中学校の長期欠席生徒の状況及び卒業生の動向について公立中学校に対し通信調査で把握し、オ二段階、オ三段階ではオ一段階で把握された年少者のうち不当雇用の疑いのある者について親元及び雇用先を調査

ロ. 向類桌

α. 不当雇用慣行に該当するとみられるのは、必ずしも多くないが、この種事件に準ずるとみられるもの、即ち1歩手前の状態に托かれているものが多数把握されている。そしてこれらの大多数は極貧家族であり且つ多子家族であるためこうした家の子供は義務教育はあろが、或る程度の年令に達すると直ちに「口べらし的労働」により半うじて貧しい家計を維持しようとする程の逼迫した緊急性を孕んでいる。しかも、年少者はこうした家族環境から家庭に対する愛着を失い、親は大部分が無知で子供への愛情を欠いていることが、転落に拍車をかけている。

β. 年少者の家庭は極度の生活苦に迫りこまれた家庭が多いにもかゝらず、実際に生活保護法の適用を受けているものは少く、且つ、子供を手離すとき、前以て民生委員に相談しているものがなく、又事後の問題についても同様である。このことは、生活保護法の適正なる運用が充分に考慮されなければならないと共に、民生委員制度の周知徹底、その他社会福祉関係各機関の活動の充実を痛感させる。

γ. 把握された年少者には、義務教育該当年令の者はもちろん、当該年令を既に過ぎたものにも、多くの長欠者、中途者、不

就学看等の義務教育未修了者がみられる。これらのものは、
学籍上、在籍となっていながら、無届で中退しそのまま就学
しているもの、一家の離散や転出で居所不明のものが多数で
従って学校と家庭間の連絡、児童に対する学校当局、教師の
平素の愛情ある指導等が切望される。

d. 「口べらし的労働」からは明確な労働契約は生れてこない。
従って、本人を先に雇主に渡し、親が直接賃金を受取るが、
親元の必要に応じて雇主から無心するものが多く、雇主に対
する忌憚感が手伝って、本人に関係なく早期奉公がくり返さ
れている。又雇用経路についても、公共職業安定所の利用慣
習^{かん}浸透してあらず、徴収者の仲介による就転が多く、こゝに
悪質仲介人が乗ずる余地を与えている。

e. 又地区によっては、地方的慣行にもとづく短期世帯形態が
多く現れ、これに義務教育未修了者が多く就学している。且
つその労働条件は、労働基準法オノ4、オノ5、オノ7、オ
ノ8、オノ9の各條にふれる存ましくない実態が多くみられ
、当該地方に対する、啓発指導措置の必要が痛感される。

f. 調査の対象になったものに、特に女子が多く、且つ死春内
係が多いことは、死春対策の確立と共に農山村に残存する討
建思想の払拭に一層の努力が必要であることを示唆している。

g. 前述の如く、対象年少者の家庭が多く多子家族であり、こ
れが貧困を助長する一因となっているので、家族計画の問題
が懸念されなければならない。

GAa1/1

8B-1-15



女性と仕事の未来館



01143572